

J Aバンク徳島優遇プログラム規定

1 内容

「J Aバンク徳島優遇プログラム」（以下、「本サービス」といいます。）は、里浦農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下、「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて手数料等を優遇するサービスです。

2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 得点・ステージ

(1) サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。

(2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次のとおりとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は重複して集計されません。

得点対象取引	取引内容	判定時期・期間	得点
給与振込	一定期間内に給与振込（給与または賞与）として発信された振込（5万円以上の入金1回以上）を受け取られていること。	1か月	50
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	最大1年	50
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること（1項目毎に10点ずつ付与し、最大5項目まで付与します）。※収納機関によっては対象外となります。	最大1年	10~50 (上限50)
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から1件以上自動支払されていること。	3か月	20
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	月末	50
正組合員家族	月末時点で正組合員資格をお持ちのお客さまの同居家族であること。	月末	20
准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	月末	20

貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし決済用貯金を含まない）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	月末	1 (上限50)
定期貯金・定期積金	月末時点の定期貯金、または定期積金で期間が1年以上の契約があること。	月末	10
貸出金残高 500万円以上	当組合所定の貸出金を月末時点で合計500万円以上利用されていること。	月末	50
貸出金残高 500万円未満	当組合所定の貸出金を月末時点で合計500万円未満（1円以上）利用されていること。	月末	20
個人I B	判定基準月に個人I B（JAネットバンク）をご契約いただいていること。	1か月	20
通帳レス (1口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	月末	20

(4) 手数料等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各ステージに必要な得点数は次のとおりとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	60点以上	100点以上

5 優遇

(1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられない場合があります。

(2) お客様の都合により、当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられない場合があります。

(3) 優遇内容、優遇期間については次のとおりとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
A T M入出金 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携A T M（※1）において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。（※2）		3回 まで	10回 まで
個人I B振込 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、個人I Bによる振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。（※2・3）		1回 まで	2回 まで

（※1）対象となるA T Mはゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネットのみとなります。

（※2）A T M入出金手数料無料・個人I B振込手数料無料の対象口座は「当座一般、普通（一般・総合・営農）」となります。

（※3）個人I Bの振込手数料無料について、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。

6 本支店間の得点引継ぎ

(1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様の取引店を一括して変更する場合は、変更後の取引店へ本サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後の取引店に従来からお取引があり、変更後の取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。

(2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合、または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。

(3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

(1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または本サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

- ①お客さまが当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ②お客さまの都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合
- ④契約者本人が亡くなった場合
- ⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合
- ⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合
- ⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和7年4月1日現在